平成２９年（フ）第１９５号
愛知県一宮市神山１丁目13番２号
債務者　尾藤　裕子
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小澤　尚記
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１０４号
岐阜県大垣市青柳町３丁目178番地１　フジアパート　Ｆ
債務者　宮内　　隆
1　決定年月日時　平成29年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第３５号
岐阜県下呂市東上田1578番地２
債務者　田口　典義
1　決定年月日時　平成29年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２９年（フ）第１１８号
北海道小樽市錦町18番10号
債務者　五十嵐忠一郎
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鷲見　　悠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第６２３号
埼玉県富士見市ふじみ野東１丁目13番地１　ヒューマンスクエア203
債務者　小出　　忍
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後３時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小原　千代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６３５号
埼玉県川越市新宿町６丁目21番地20（Ｆｉｎｏ川越202号室）、旧住所埼玉県川越市南大塚４丁目４番地５（サンライフ南大塚Ａ棟205号室）
債務者　瀧澤多津子
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　志摩　　勇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月14日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１０１３号
愛知県日進市岩崎台４丁目911番地　プレステージ岩崎台106
債務者　簗瀬　武人
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月14日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７号
京都府南丹市日吉町胡麻猫鼻８番地23
債務者　金本　依子
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高山　博司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２９年（フ）第５４５号
埼玉県所沢市大字上山口1796番地の２　レオパレスエスペランサＤ－105
債務者　加藤　京子
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　志穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月11日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５８７号
埼玉県比企郡川島町大字上伊草592番地１　コーポイグサ113号室
債務者　安重　敏夫
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　裕輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月18日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１１９号
北海道小樽市錦町18番10号
債務者　五十嵐有子
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第６１号
宮城県柴田郡川崎町大字川内字北川原山165番地３
債務者　筋野　公平
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第１９７号
長野県北安曇郡池田町大字池田2134番地　県営住宅吾妻町団地48－68
債務者　江口　周治
1　決定年月日時　平成29年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第２０２号
長野県松本市並柳４丁目５番Ａ４－21号
債務者　一ノ瀬純二
1　決定年月日時　平成29年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第２１２号
長野県松本市大字内田740番地14　イーストヒル205
債務者　坂本　秀明
1　決定年月日時　平成29年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１１５９号
京都府宇治市木幡北畠29番地
債務者　吉田　雄一
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係